

○皇學館大学内部質保証システム実施要綱

（趣 旨）

第1条 皇學館大学（以下「本学」という。）は、皇學館大学自己点検・評価規程第2条の規定に基づき、皇學館大学内部質保証システム実施要綱（以下「実施要綱」という。）を定める。

2 皇學館大学内部質保証システム（以下「内部質保証システム」という。）の各事項の実施は、法令、皇學館大学学則、皇學館大学大学院学則及び皇學館大学質保証・質向上委員会（以下「委員会」という。）規程等に定めのある場合のほかは、本実施要綱に定めるところによる。

（P D C Aサイクル）

第2条 内部質保証システムでは、次の各号に定める四つのステージの作業の繰り返し（以下「P D C Aサイクル」という。）によって、本学教育研究の改善・向上を図るものとする。

- (1) 目標・計画の設定又はその改定の作業。「計画する」P l a nからPと略記。
- (2) 計画の実施と成果測定の作業。「実施する」D oからDと略記。
- (3) 中間結果の点検と改善措置の策定作業。「点検する」C h e c kからCと略記。
- (4) 改善措置による計画実施と成果測定 of 作業。「行為する」A c tからAと略記。

（P D C Aサイクルの構成）

第3条 内部質保証システムは、次の各号に掲げるP D C Aサイクルによって構成する。

- (1) 「理念・目的評価」：大学の理念・目的に基づいた学部・研究科の目的の改善。原則として4年に1度実施。
- (2) 「内部質保証評価」：教育の質保証及び向上のための制度についての点検・評価。毎年度又は各事項での定めにより実施。
- (3) 「教育研究組織評価」：教育研究組織の改善。毎年度実施。
- (4) 「教育課程・学習成果評価」：学位授与、教育課程及び学習成果の把握の改善。毎年度実施。
- (5) 「学生の受入れ評価」：学生受入れ方法の改善。毎年度実施。
- (6) 「教員・教員組織評価」：教員の資質向上及び教員組織の改善。毎年度実施。
- (7) 「学生支援評価」：修学支援、生活支援及び進路支援の改善。毎年度実施。
- (8) 「教育研究等環境評価」：学習環境や教育研究環境の改善。毎年度及び5年に1度実施。
- (9) 「社会連携・社会貢献評価」：社会との連携、及び社会貢献についての改善。毎年度実施。
- (10) 「大学運営評価」：大学運営についての改善。毎年度実施。
- (11) 「財務評価」：財政計画の策定・財務基盤確立。毎年度及び5年に1度実施。
- (12) 「中期行動計画」達成評価：本学の業務全般の改善・向上。5年に1度及び3年目に中間評価を実施。
- (13) 「年度計画」達成評価：本学の業務全般の改善・向上。毎年度実施。

（理念・目的評価）

第4条 理念・目的評価については、本P D C Aサイクルに、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえた学部・研究科等の目的を適切に設定している。
- (2) 大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。

（内部質保証評価）

第5条 内部質保証評価については、本P D C Aサイクルに、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示している。
- (2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備している。
- (3) 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能している。
- (4) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に

対する説明責任を果たしている。

- (5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

（教育研究組織評価）

第6条 教育研究組織評価について、本P D C Aサイクルに、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切である。
- (2) 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

（教育課程・学習成果評価）

第7条 教育課程・学習成果評価について、本P D C Aサイクルに、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表している
- (2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。
- (3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。
- (4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。
- (5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。
- (6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価している。
- (7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。
- (8) 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させている。

（学生の受入評価）

第8条 学生の受入評価について、本PDCAサイクルに、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 学生の受け入れ方針を定め、公表している。
- (2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。
- (3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。
- (4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

（教員・教員組織評価）

第9条 教員・教員組織について、本P D C Aサイクルに、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示している。
- (2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。
- (3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。
- (4) ファカルティ・ディベロップメント（F D）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。
- (5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

（学生支援評価）

第10条 学生支援評価について、本P D C Aサイクルに、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示している。
- (2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われている。
- (3) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

（教育研究等環境評価）

第11条 教育研究等環境評価について、本P D C Aサイクルに、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示している。
- (2) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。
- (3) 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能している。
- (4) 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている
- (5) 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応している。
- (6) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

（社会連携・社会貢献評価）

第12条 社会連携・社会貢献評価については、本P D C Aサイクルに、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。
- (2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施している。また、教育研究成果を適切に社会に還元している。
- (3) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

（大学運営評価）

第13条 大学運営評価については、本P D C Aサイクルに、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示している。
- (2) 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示している。また、それに基づいた適切な大学運営を行っている。
- (3) 予算編成及び予算執行を適切に行っている。
- (4) 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けている。また、その事務組織は適切に機能している。
- (5) 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じている。
- (6) 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

（財務評価）

第14条 財務評価については、本P D C Aサイクルに、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定している。
- (2) 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。

（中期行動計画・年度計画達成評価）

第15条 中期行動計画・年度計画の達成評価について、本P D C Aサイクルでは、次の各号のプロセスを設ける。

- (1) 中期行動計画達成評価にあつては、中間の年度に中間結果の点検と実施方法改善の措置を行う。
- (2) 年度計画達成評価にあつては、概ね中間の月に中間結果の点検と実施方法改善の措置を行う。

（自己点検・評価活動）

第16条 委員会の求めに応じて、各P D C Aサイクルの実施責任者は、必要に応じて所掌の学科会・研究科委員会及び関係する委員会等の議を経て、P（計画の策定）、D（計画の実施）、C（実施の点検）、A（改善措置の実施）の自己点検・評価活動にあたる。

2 P D C Aサイクルの実施責任体制については、別に定める。

3 委員会は、各P D C Aサイクルの実施責任者から提出された自己点検・評価結果の検証を行うとともに、全学的な観点から自己点検・評価を行い、意見を付した所定の報告書を作成する。

（外部評価委員による評価）

第17条 委員会委員長は、委員会がまとめた報告書を皇學館大学外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）に提示し、点検・評価を受けるとともに意見を求めることができる。

2 外部評価委員会については別に定める。

（改善・向上に向けた取り組み）

第18条 委員会は、外部評価委員会の意見を受け、報告書を総括整理し、教学運営会議に報告し、併せて各学部・研究科及び各部門の長に改善・向上支援の指示を行う。

（評価結果の活用）

第19条 各学部・研究科及び各部門の長は、必要な改善・向上に努めるため、委員会の改善・向上支援の指示をふまえて、次年度事業計画を策定し、必要な改善に努めなければならない。

（その他）

第20条 この実施要綱に定めるもののほか、実施細則を定めることができる。

（規程の改廃）

第21条 この実施要綱の改廃は、委員会の議を経て教学運営会議が行う。

附 則

この実施要綱は、平成27年10月28日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成29年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。